

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	20	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税等の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要であるが、文部科学大臣所轄学校法人については、一定の要件を満たす場合に限り、当該承認手続が簡素化され、申請書類の削減、承認期間の大幅な短縮を行う特例（以下「本特例」という。）が設けられている。</li> </ul> </li> <li>・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人会計基準が法令上位置付けられたこと等を踏まえ、社会福祉法人に対する現物寄附が一定の要件を満たす場合には、本特例の対象に含めることとする。</li> </ul> </li> </ul>		
関係条文	租税特別措置法施行令第25条の17条第7項及び第8項		
減収見込額	[初年度] ー ( ー ) [平年度] 精査中 ( ー ) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法人に対する現物寄附を促し、財政面での基盤を支えることにより、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進が可能となる。</li> </ul> (2) 施策の必要性 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公益法人、学校法人及び社会福祉法人等に財産の贈与又は遺贈があった場合に、みなし譲渡所得税等の非課税の措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要であるが、当該承認手続には膨大な申請書の提出を要し、承認までに相当の時間を要している。</li> <li>○ 本特例を社会福祉法人にも拡大することにより、手続が簡素化され、現物寄附の促進、寄附文化の醸成に繋がるとともに、結果として、社会福祉の増進にも資することとなる。</li> </ul>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	政策の達成目標	社会福祉法人の高い公益性に照らし、さらなる寄附金収入の環境整備等を行うこと
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例の拡大により、社会福祉法人に対する現物寄附が促進され、地域における社会福祉の促進等につながる。また、本特例の要件及び現行の社会福祉法人制度を鑑みても、本特例の拡大は妥当である。
ページ		20—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○社会福祉法人に対する寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務処理状況（処理期間は毎年7月～翌年6月末まで。）  平成22年 92件  平成23年 105件  平成24年 39件  平成25年 81件  平成26年 72件  （出典：第60回～第64回事務年報（国税庁））</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規</p>